

大阪府泉南府民センタービル外1件に係る

設備更新型

特記 ESCO 提案募集要項

平成28年6月

大阪府住宅まちづくり部公共建築室

## 大阪府泉南府民センタービル外1件に係る設備更新型特記 ESCO 提案募集要項・目次

1.事業件名 .....	1
2.事業場所 .....	1
3.契約期間等 .....	1
4.事業の要件 .....	1
5.応募者の資格 .....	2
6.ESCO 提案募集スケジュール .....	3
7.募集要項及び資料に関する質問の受付期間 .....	3
8.説明会への参加要領 .....	3
9.参加表明書及び資格確認書類の提出日時・場所等 .....	4
10.参加表明書及び資格確認書類の提出 .....	4
11.参加表明にかかる資格確認書類の免除について .....	6
12.資格確認結果及び提案要請書の通知 .....	7
13.ESCO 提案書の提出 .....	7
14.提案辞退届の提出期限 .....	7
15.施設概要データ .....	8
16.ベースラインに関する補足事項 .....	8
17.計測・検証に関する補足事項 .....	8
18.ESCO 契約の概要 .....	8
19.ESCO 提案提出書類・作成要領 .....	8

20.ESCO 技術提案書作成に当たっての注意点(補足事項) ..... 13

別紙ー1 : 計測・検証方法の設定(官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル 抜粋)

別紙ー2 : 大阪府泉南府民センタービル外1件の主な空調設備一覧表

別紙ー3 : 照明改修仕様書

別紙ー4 : 大阪府泉南府民センタービル外1件の照明稼動状況表

設備更新型標準ESCO提案募集要項と設備更新型特記ESCO提案募集要項で  
記載内容が異なる場合は、設備更新型特記ESCO提案募集要項を優先する。

#### 1.事業件名

大阪府泉南府民センタービル外1件 ESCO 事業

#### 2.事業場所

大阪府泉南府民センタービル 岸和田市野田町3-1-3-2  
大阪府北河内府民センタービル 枚方市大垣内町2-1-5-1

#### 3.契約期間等

次のスケジュール（予定）で事業を行う。

- ① 最優秀 ESCO 事業者の選定 平成 28 年 10 月
- ② ESCO 契約の締結 平成 29 年9月頃
- ③ 設計・工事期間 契約締結日～平成 30 年3月 31 日
- ④ ESCO サービス開始期日 平成 30 年4月1日

#### 4.事業の要件

(1) ESCO サービス料限度額(消費税を含む。)

- ① 設計・施工・監理サービス料限度額 185, 973, 840 円

※上記限度額には、ESCO 設備導入工事、実施設計、工事監理に係る費用を含む。

- ② 定期点検・計測検証サービス料限度額 年間 2, 272, 320 円

※上記限度額には、ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱水費削減保証に係る費用を含む。

(2) 最低省エネルギー率等

提案は、各施設及び施設全体の省エネルギー率が 10%以上であるものに限る。

契約は、パフォーマンス契約を含め、2府民センタービル一括とする。

ただし、補助金の交付決定がされないなど、対象施設のうち一部施設が事業化されない場合は、残りの施設のみで契約するものとする。

(3) 熱源エネルギーは、環境負荷の軽減のため、重油、灯油の採用を不可とする。

(4) 熱源機器の更新については、安全性及び安定供給を十分に確保したものとし、既存の全ての空調設備が機能する熱源能力を確保するものとする。

(5) 工事に使用する機器及び材料は、新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。

(6) 指定された設備の改修工事を行うものとする。必ず更新改修を要する設備等は下記による。

- ① 空調熱源システムの高効率化

改修必須対象は、別紙-2「大阪府泉南府民センタービル外1件の主な空調設備一覧表」の

備考欄に特記している熱源機器、冷却塔、冷却水ポンプ、冷温水ポンプ、パッケージエアコン、動力盤等とし、下記改修も含むものとする。

- ・当該設備機器更新に係る屋上、機械室の配管、配線、弁類、ダクト設備等
- ・上記に関する電気・動力設備(盤改修等含む)、自動制御設備、運転操作盤設備、監視システム等
- ・上記改修による不要機器・配管等の撤去、防水等の補修及び建築附帯・仮設工事等

## ② 電灯設備のLED化

改修必須対象は、別紙ー4「大阪府泉南府民センタービル外1件の照明稼動状況表」の特記にて指定する箇所の照明器具のうち、下記の条件を全て満たす照明器具とする。

- ・直管形蛍光ランプ40形を使用し、ランプの灯数が3灯以下である。
- ・埋込天井灯もしくは直付天井灯である。
- ・ブラケット、吊り下げ器具でない。
- ・防湿形、防雨形、連続調光形、その他特殊仕様でない。
- ・建築化照明でない。
- ・防災用照明器具(非常用照明器具、通路誘導灯、避難口誘導灯、階段通路誘導灯と非常用照明器具を兼用する器具)でない。

なお、これら以外の照明器具については、ESCO サービス契約期間内に、当該設備更新費用を省エネルギー化による光熱水費削減分で賄うことができる照明器具とし、事業者提案とする。

## 5.応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 応募者は、設備更新型標準 ESCO 提案募集要項「4.(7)ESCO 提案募集スケジュール②手続き b.参加表明書及び資格確認書類の提出」に示される提出書類により、本 ESCO 提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、各種対策により、対象物件のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- ③ 応募者は、ESCO 設備導入後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- ④ 事業役割を担う応募者は、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業の実績(LED 照明のリース契約・レンタル契約等で設備更新費用を省エネルギー化による光熱水費削減分で賄う等の実績も含む)があり、経営等の状況が良好であること(事業役割を担う応募者が複数である場合は、少なくとも1者が満たすこと)。
- ⑤ 事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点を近畿2府4県(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県)に有すること。事業役割を複数の会社とする場合、少なくともグループの代表会社は近畿2府4県に拠点を有していること。
- ⑥ 設計役割を担う応募者は、建築物若しくは建築設備の改修に係る提案を行う者であるため、一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気・電子、機械又は衛生工学)若しくはエネルギー管理士(熱又は電気)のいずれかの資格を持つ者が所属する者で

あること。

- ⑦ 建設役割を担う応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なお建設役割を担う事業者は工事を適切に施工するため、該当する工事の種類ごとに監理技術者を配置すること。
- ⑧ 建設役割を担う応募者は、次に掲げる者いずれかを含むこと。
- a. 参加表明書の受付期限までに、「管工事」について平成28年度大阪府建設工事入札参加資格の等級B以上の単体企業若しくは経常建設共同企業体(官公需適格組合を含む)で等級B以上の者。
- b. 府外業者であり、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管工事」の総合評定値が、785点以上の単体企業若しくは経常建設共同企業体(官公需適格組合を含む)で785点以上の者。又は、府内業者であり、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管工事」の総合評定値が、685点以上の単体企業若しくは経常建設共同企業体(官公需適格組合を含む)で685点以上の者。
- ただし、本府との契約締結前に、「管工事」について大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請を行い、等級B以上の認定を受けること。なお、府内業者とは、大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者を言う。

## 6.ESCO 提案募集スケジュール

ESCO 提案の募集及び選定は、次の日程で行う。

a. プレスリリース	平成28年6月23日(木)
b. 掲示及びホームページで公開	平成28年6月24日(金)～7月4日(月)
c. 募集要項配付	平成28年6月24日(金)～7月4日(月)
d. 質問受付	平成28年6月24日(金)～7月4日(月)
e. 説明会及び質問回答	平成28年7月8日(金)
f. 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成28年7月11日(月)～7月15日(金)
g. 提案要請書の交付	平成28年7月20日(水)
h. 現場ウォークスルー調査	平成28年7月28日(木)～7月29日(金)(予定)
i. 提案書の受付	平成28年9月7日(水)～9月9日(金)
j. ESCO提案書に関する事務局ヒアリング	平成28年9月16日(金)
k. 最優秀及び優秀提案の結果通知	平成28年10月11日(火)(予定)

## 7.募集要項及び資料に関する質問の受付期間

平成28年6月24日(金)から7月4日(月)(7月4日の正午までに必着のこと)  
持参の場合は、午前10時から11時30分及び午後2時から4時まで 土、日を除く

## 8.説明会への参加要領

説明会への参加希望者は、平成28年6月24日(金)から7月7日(木)の間に企業名・参加人数を提案募集件名を添えて事務局に郵送またはFAXで連絡すること  
(7月7日の午後3時までに必着のこと)。書式は自由とする。

なお、参加者数によっては、1企業からの参加者数の調整を行うことがある。

また、説明会においては、質問回答書のほか、募集要項に係る追加資料を配布する場合がありますので、提案を予定している者は必ず参加すること。

- ① 説明会日時 平成 28 年 7 月 8 日(金) 午前 10 時～12 時
- ② 説明会場所 大阪府咲洲庁舎 23 階 中会議室

#### 9.参加表明書及び資格確認書類の提出日時・場所等

- ① 日時 平成 28 年 7 月 11 日(月)から 7 月 15 日(金)  
午前 10 時から 11 時 30 分及び午後 2 時から 4 時まで
- ② 場所 大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課(大阪府咲洲庁舎 26 階)

#### 10.参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者及び応募者の構成員は次により参加表明書及び必要書類を提出する。

応募者及び応募者の構成員は、以下[1]～[16]の書類を A4 ファイル綴じたものを 2 部と、[3](なければ不要)、[5]、[7]、[8]、[9]を A4 ファイル綴じたものを 1 部提出すること。各提出書類には、必ず書類番号を記した表紙を付けること。なお、参加表明書に関してはグループとして提出すること。

[4]、[5]、[6]、[7]、[8]については、構成員全員分を提出すること。

[1]参加表明書 ----- (様式 1)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。

[2]グループ構成表 ----- (様式 2-1)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割)を明確にする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚え書き等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員(予定)、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

[3]履行保証書 ----- (様式 2-2)

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

[4]印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

[5]商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。  
なお、写しでも可。

[6]納税証明書

下記(a)、(b)について各 1 通ずつ綴じたもの。写しでも可。

(a) 国税にあつては、最新決算年度の確定申告分の法人税の納税証明書を提出すること。

(b) 府税にあつては、「府税に係る徴収金について未納の徴収金がない」旨の納税証

明書を提出すること。なお、本府内に事業所がない法人にあつては、本店所在地の都道府県における都道府県税に係る徴収金について未納がないことを証明する納税証明書を提出すること。いずれも受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

[7]財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。

また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書(報告書を作成していない場合は、税務申告書)の写しを併せて提出する。その他、本 ESCO 事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

[8]会社概要----- (様式 3-1~3 他)

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数、有資格技術職員内訳表(様式 3-1)、総括責任者・主任技術者表(様式 3-2)、企業状況表(様式 3-3)等

その他、本 ESCO 事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

[9]経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

審査基準日が、受付日前1年7ヶ月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があつて異なる場合は、変更後の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

[10]特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

[11]ESCO 関連事業実績一覧表----- (様式 4)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を作成する。その他、A4 判の大きさの用紙を使用し、記載された契約を証明できるもの(各契約書における契約年月日と契約者の押印部分のコピー、設計概要書及び主な契約内容(保証の内容等)の説明書)を添付する。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めてもよい。

- (a)事業名 : 契約書上の正確な名称を記載する。
- (b)発注者 : 発注者名を記入する。
- (c)受注形態 : 単独またはグループの別を記入する。
- (d)契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入する(単位千円)。
- (e)契約年月日 : 契約締結日を記入する。
- (f)契約期間 : 契約始期及び終期を記入する。



(g)施設概要 :施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入する。

(h)主な契約内容 :対象機器、省エネルギー率(ESCO 事業以外の実績においては未記入でもよい)、パフォーマンス契約の有無と種類(ギャランティード・セイビングス又はシェアド・セイビングス)、保証の有無、計測・検証の有無も明記する。

[12]ESCO 関連事業実績契約書の写し

[13]各資格者免許証の写し

[14]監理技術者資格者証の写し

[15]ESCO 事業参加表明書受領書

[16]参考図書交付申込書

#### 11.参加表明にかかる資格確認書類の免除について

次の表の要件に当てはまる場合、該当項目の書類提出は不要とする。

グループで応募する場合には、要件に該当する構成員の該当書類のみ不要とする。

なお、本府が過去に公募した物件とは、次の物件を言う。

- ・府立母子保健総合医療センターESCO 事業
- ・府民センタービル(三島・泉南・南河内・北河内)ESCO 事業
- ・府立急性期・総合医療センター(旧府立病院)ESCO 事業
- ・府教育センターESCO 事業
- ・府立障害者交流促進センターESCO 事業
- ・池田・府市合同庁舎 ESCO 事業
- ・府立呼吸器・アレルギー医療センター(旧府立羽曳野病院)ESCO 事業
- ・府立労働センターESCO 事業
- ・マイドームおおさか ESCO 事業
- ・府警察門真運転免許試験場 ESCO 事業
- ・府中河内府民センタービル ESCO 事業
- ・府庁舎本館・別館 ESCO 事業
- ・府立体育会館 ESCO 事業
- ・府立青少年海洋センターESCO 事業
- ・府立女性総合センターESCO 事業
- ・府池田保健所外 13 件 ESCO 事業
- ・府警察東警察署 ESCO 事業
- ・府立弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館 ESCO 事業
- ・府池田保健所外 10 件ESCO事業
- ・りんくうタウン駅ビル ESCO 事業
- ・府立中央図書館 ESCO 事業
- ・府東警察署外7件 ESCO 事業
- ・府泉北府民センタービル ESCO 事業
- ・府立北野高等学校外7件 ESCO 事業
- ・府立中河内救命救急センターESCO 事業

- ・府三島府民センタービル外1件ESCO事業
- ・府東成警察署外4件ESCO事業
- ・府立天王寺高等学校外7件 ESCO 事業
- ・府立狭山池博物館ESCO事業

免除できる資格確認書類		提出免除要件
[11]	ESCO 関連事業実績一覧表(様式4)	本府が過去に公募した物件について、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業実績を有する事業役割会社として応募し、かつ本府が提案要請書を交付した会社。 ただし、応募時の届出内容に変更等があった場合は、改めて提出が必要である。 なお、免除には該当物件の提案要請書の写しを提出することが必要である。
[12]	ESCO 関連事業実績契約書の写し	本府が過去に公募した物件について、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業実績を有する事業役割会社として応募し、かつ本府が提案要請書を交付した会社。 ただし、応募時の届出内容に変更等があった場合は、改めて提出が必要である。 なお、免除には該当物件の提案要請書の写しを提出することが必要である。

#### 12.資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成 28 年7月 20 日(水)に文書で、本府から応募者(代表者)に通知する。資格が確認された場合は、併せて提案要請書を交付する。なお、資格確認の基準日は、平成 28 年7月 19 日(火)とする。(結果通知の前日)

#### 13.ESCO 提案書の提出

- ① 日時 平成 28 年9月7日(水)から9月9日(金)  
午前 10 時から 11 時 30 分及び午後2時から4時まで
- ② 場所 大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課(大阪府咲洲庁舎 26 階)
- ③ ESCO 提案提出書類  
「19. ESCO 提案提出書類・作成要領 (1) ESCO 提案時の提出書類」による。

#### 14.提案辞退届の提出期限

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式6)を平成 28 年8月 29 日(月)までに事務局あてに送付する。

#### 15. 施設概要データ

施設名	敷地面積 [m <sup>2</sup> ]	延床面積 [m <sup>2</sup> ]	建築構造	建設年度
泉南府民センタービル	5,691	7,783	RC 地上4階 地下1階	1971
北河内府民センタービル	7,647	6,633	RC 地上4階 地下1階	1974

#### 16. ベースラインに関する補足事項

設備更新型標準 ESCO 提案募集要項「6.提示条件 (4)ベースライン、光熱水費削減保証額の設定 ①ベースラインの設定」に記載の、本府から提供する過去数年間のエネルギー消費量及び上下水道使用量については、「過去3年間」とする。

また、ベースラインは、2府民センタービル一括の合計値とする。

#### 17. 計測・検証に関する補足事項

設備更新型標準 ESCO 提案募集要項「6.提示条件 (5)ESCO サービス料の支払い等 ②支払方法」に記載の、数年連続で実現する光熱水費削減額が光熱水費削減保証額以上であることが確認できた場合については、「3年連続」とする。

#### 18. ESCO 契約の概要

##### ① 対象者

大阪府及び ESCO 事業者

##### ② 締結時期

平成 29 年9月頃(予定)

#### 19. ESCO 提案提出書類・作成要領

##### (1) ESCO 提案時の提出書類

ESCO 提案提出書類は、様式7の提案提出届により提出書類の構成を示した上で、以下の各提出書類に様式8の表紙をつけ、各6部提出する(ESCO 提案のヒアリングに係る電子データは後述を参照すること)。6部のうち1部については、ファイルの背表紙、表紙に代表者名、事業名を明記し、他の5部は事業名のみ明記すること。

	項目	様式	備考
◎	提案提出届	様式 7	6部のうち1部のみ代表者名入りとする(他5部は提案書提出届添付不要)
◎	提案総括表	様式 15 (15-1~2)	
◎	ESCO サービス料構成表	様式 16	
◎	提案書表紙(各提案書用 6 種類)	様式 8 (8-1, 8-2)	

①	設計・施工・監理サービス料積算書	様式 9 (9-1～7)	
②	ESCO 技術提案書	様式 10 (10-1～7)	
③	定期点検・計測検証サービス提案書	様式 11 (11-1～2)	
④	運転管理指針提案書	様式 12	
⑤	緊急時対応方法提案書	様式 13	
⑥	主要機器等の設置箇所図提案書	様式 14	
◎	補足資料	様式自由 任意提出	上記各項目について、必要な関連資料・根拠資料を適宜挿入することができる。
◎	ESCO 提案のヒアリングに係る電子データ	—	設備更新型標準 ESCO 提案募集要項「5. 審査及び審査結果の通知 (2) 審査の流れ」参照

提案書の各ページの下中央に通し番号をふる。また、様式 7 に本府から送付された提案要請書に記載されている提案要請番号を記入すること(様式7以外の書類については、提案要請番号を記入しないこと)。

## (2) 作成要領

### 一般的事項

- a. 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
- b. 各提案書類については、住所、会社名、氏名等の表示は付さないこと。

「(1) ESCO 提案時の提出書類」における各書類の記入は以下のとおりとする。

#### ◎ 提案総括表

様式 15 の項目に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。

#### ◎ ESCO サービス料構成表

様式 16 の項目に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。

#### ① 設計・施工・監理サービス料積算書

以下、a.～b.に関しては、様式 9-1～7 に従い作成する。

##### a. 費用等積算書

様式 9-1～5 を例に作成し、単価の根拠を明らかにすること。積算書の内容については、補助金の申請や本府の監査において妥当であると判断されるものであることが必要である。なお、盛り込むべき内容は、次のとおりである。

- [1] 工事費
- [2] 実施設計費
- [3] 工事監理費

b. 資金計画表

様式 9-6～7 に従い、資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、その他資金調達手法、過去の借入実績を示したものを提出すること。また、金融機関からの借入れをする場合は、予定する金融機関との協議状況を記載すること。

② ESCO 技術提案書

a. ESCO 技術提案説明書

ESCO 設備導入提案の概要を、改修項目ごとに改修箇所、制御方法、費用、省エネルギー効果、光熱水費削減効果、二酸化炭素排出削減効果、ピーク対策効果量、ベースライン消費量、光熱水費削減保証額及び算定根拠等を様式 10(10-1～7)に従い提出する。

様式 10-2 については、以下の内容について記述すること。

・様式 10-2-1: 提案の基本方針・概要、本 ESCO 事業普及啓発の取り組み、その他アピールポイント等

・様式 10-2-2: 提案する補助金等の概要や過去採択実績等について

下記のポイントについて、簡潔に記載すること。

○申請を予定する補助事業等について(補助事業名称、過去採択実績)、様式に従い記載

○補助事業等の概要(予算、採択条件、近年動向等)、提案理由について

○補助金見込額、補助対象経費、補助率について

○採択可能性を高める為の工夫等

なお、提案する補助金等の補助要件の中に、特定の機器類(例:トッランナー機器等)の導入が必要である場合は、提案する ESCO 設備が当該補助要件に該当していることを示す書類を添付すること。(様式は自由とする。)

・様式 10-2-3: NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, ばいじん、騒音等についての環境性への配慮について

・様式 10-2-4: 先端性のある技術(※)や独自性、特殊なノウハウ等について

※「先端性のある技術」とは、市場に普及しきっていない特許技術や業界トップクラスの性能を有する機器等のことを指す。

・様式 10-2-5: 品質管理、工事完了期限、設備引渡しへの信頼性について

・様式 10-2-6: LED 照明への改修について

下記のポイントについて、簡潔に記載すること。

○執務環境の確保に関する考え方

○安全性確保に関する考え方

○緊急時(故障時、球切れ時等)対応の考え方

○その他アピールポイント

○取替え対象の考え方(LED 照明については取替本数を記載すること)

・様式 10-2-7: 直管形 LED ランプ仕様報告書

使用する LED ランプについて、府が指定する仕様への適合状況を記載すること。また、

府が指定する計算条件での照度計算書を併せて添付すること。

・様式 10-2-8:照明改修仕様報告書

直管形 LED ランプ以外の照明については、主な仕様を必ず記載すること。

様式 10-3 については、本府が別途提供する省エネルギー診断に関する参考資料と応募者による診断結果に差異がある場合に詳細を記述するものとし、差異がなければ、様式 10-3 の下部欄にチェックを入れるのみで詳細を記述する必要はない。ただし、本府から省エネルギー診断に関する参考資料の提示が無い場合は詳細を記述すること。

エネルギー量や二酸化炭素排出量の算出に用いる換算係数は下表のとおりとする。コージェネレーションの導入を考慮する場合のみ火力平均で計算すること。

ガスについては、必要に応じて、 $1.045 \text{ m}^3 = 1 \text{ Nm}^3$ にて換算を行うこと。

また、工業用水は下表中の上水、下水の係数を用いること。

種別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気(昼間)	9.97 MJ/kWh ※1	0.523kg-CO <sub>2</sub> /kWh ※2
電気(夜間)	9.28 MJ/kWh ※1	火力平均 : 0.69 kg-CO <sub>2</sub> /kWh ※3
ガス(13A)	45 MJ/Nm <sup>3</sup> ※4	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup> ※4
上水	—	0.187 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ※5
下水	—	0.392 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ※5

※1:「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2:「地球温暖化対策の推進に関する法律」による

電気については、関西電力㈱の 26 年度報告値とする

※3:中央環境審議会地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会中間とりまとめ(2001年7月)」に使用された需要端 CO<sub>2</sub> 排出係数による

※4:大阪ガス(株)の公表値

※5:国立環境研究所の研究成果による

様式 10-7「省エネルギー効果の計測・検証手法」については、「③定期点検・計測検証サービス提案書」で提案する方法について、様式で示す内容について記載すること。

b.技術提案書作成に当たっての注意点

[1]室内環境を現状環境基準並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(いわゆる建築物衛生法)」における各種環境基準以下に悪化させるような、いわゆる我慢の省エネに類する提案は受け付けない(現状の水準を確保すること)。

例)タイマー制御による空調機の強制間欠運転等

[2]騒音・振動等の発生の予想される工法・機器等の設置については、その減音対策・防振対策や予想騒音値・振動値を根拠を付して記述すること。

[3]機器更新や機器設置により現状より荷重が重くなる場合は、荷重計算、構造計算により安全性を確認すること。

[4]ESCO 設備の導入による維持管理にかかる人件費や定期点検費の削減効果は、光熱水費の削減効果として認められない。

③ 定期点検・計測検証サービス提案書

様式 11 の項目に従い、定期点検・計測検証サービス料の内訳を明らかにし、各 ESCO 事業者の書式で作成する。なお、改修した照明器具の省エネルギー効果の計測・検証方法については、IPMVP(International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書)や(一財)省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている、「オプションA」(別紙-1「計測・検証方法の設定(官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル 抜粋)」を参照のこと)による簡易的手法を採用すること。

④ 運転管理指針提案書

様式 12 の項目に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。

⑤ 緊急時対応方法提案書

様式 13 に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。

⑥ 主要機器等の設置箇所図提案書

様式 14 に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。

◎ ESCO 提案のヒアリングに係る電子データ

a. 作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成(株)マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応することを行うこと。

最低限盛り込むべき内容は、次のとおりである(下記の[2]技術内容の説明を主として作成すること)。

[1]省エネ率、CO<sub>2</sub>削減率、光熱水費削減保証額(各年並びに 15 年間総額)、ピーク対策効果率について

[2]提案技術内容について

ESCO 設備の内容、改修範囲を説明し、特徴のある技術内容を中心にわかりやすく解説すること。なお、改修範囲については、本府が指定する改修範囲及び指定部分を除く改修範囲を各々明確にすること。また、LED 照明化についての提案技術内容についても、盛り込むこと。

[3]維持管理、計測・検証、緊急時対応について

b. 作成に当たっての注意事項は次のとおりである。

[1]音声(電子音声は不可)によるナレーションを付けることができる(任意)。なお、その場合、収録時間は7分を越えないこと(厳守)。

[2]会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

[3]パワーポイント 2010 のバージョンに対応すること。

c. 電子データ提出方法

CD-ROM に収録の上、1枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したものを 6 部提出すること。

d. 電子データの取扱いについて

電子データは、次の場面において使用する。

[1]事務局が ESCO 提案者に対して行う ESCO 提案のヒアリング時に使用する。

[2]提案審査会において、各審査委員に対して、提案概要説明を事務局が行う際の補足資料として使用する。

e. その他注意事項

ESCO 提案の審査は、ESCO 提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌される。

20. ESCO 技術提案書作成に当たっての注意点(補足事項)

「19. ESCO 提案提出書類・作成要領 ②ESCO 技術提案書 b. 技術提案書作成に当たっての注意点」に記載の注意事項のほか、以下の注意点を追加する。

- ① 本府が指定する省エネルギー改修工事及び指定部分を除く省エネルギー改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び設計・施工・監理サービス料を明確にすること。
- ② 設計・施工・監理サービス料については、「補助金対象」と「補助金対象外」を想定し、内訳を明らかにすること。
- ③ 建物内及び屋上に機器を設置する場合は荷重計算・構造計算を行なうこと。
- ④ 照明の LED 化に関する提案について
  - a. LED 照明の仕様等については、別紙-3「照明改修仕様書」によるものとする。また、仕様の適合状況については、指定様式 10-2-6 または 10-2-7 に記載すること。また、同仕様書に記載されている計算書等も添付すること。
  - b. 間引きもしくは消灯しているランプは改修提案対象除外としてもかまわない。これらは現場ウォークスルー調査時に応募者において現地確認を行うこと。
  - c. 調光機能が付加された LED 照明の提案も可とする。
  - d. 現場ウォークスルー調査時点からのさらなる間引きを行う類の提案は不可とする。
  - e. 著しく劣化しているソケットについても交換すること。
  - f. 施工のために天井改修等が必要な場合も対応すること。
  - g. 改修した照明器具の省エネルギー効果の計測・検証方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書)や(一財)省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている、「オプションA」(別紙-1「計測・検証方法の設定(官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル 抜粋)」を参照のこと)による簡易的手法を採用すること。
- ⑤ 提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については、提案者の判断で、必要最小限のものに限り追加できる。



- ⑥ ESCO 事業者で設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。
- ⑦ 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無を確認のうえ、関連法令等に従い適切に対処すること。
- ⑧ 大阪府は、現在のところ空調設備の運転管理及び保守点検を行う契約を専門業者と締結している。ESCO サービス契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- ⑨ 選定 ESCO 事業者が、補助金交付申請時や契約時において、当初の提案書の主要な部分を変更する等の不誠実な対応がある場合には、本府は、当該 ESCO 事業者に対し、その選定を失効させるなどの対応をすることがある。
- ⑩ 改修工事は、粉塵や埃対策を徹底し、平日、土曜日、日曜日、祝日の昼間(9時～17時)を作業時間の予定とすること。ただし、照明改修については、土曜日、日曜日、祝日の昼間(9時～17時)を作業時間とし、空調改修を行う場合は空調を実施していない中間時期(10月から11月まで)に実施することを原則とする。
- ⑪ 様式 10-6-1、10-7、11-1-2 及び 15-2 については、施設毎に作成すること。
- ⑫ 大阪府泉南府民センタービルにおいて、平成 29 年度からカーテンウォール改修工事を予定しているため、関連業者と十分に協議の上、改修工事を実施すること。